

製品及びサービス条件

本製品及びサービス条件は、当社の全製品に適用される Clarivate 規約を補足するものであり、当社のプラットフォームやウェブサイトを通じてアクセスされる特定の製品、又は注文書、作業明細書、その他の注文書類（総称して「注文書」といいます）に記載されている特定の製品に適用されます。以下に記載のない製品の注文を行った場合又はアクセスを行っている場合、お客様の注文に本製品及びサービス条件は適用されません。「当社」及び「Clarivate」とは、注文書に記載される Clarivate の企業体をいい、「お客様」とは、注文書に記載されるお客様の企業体をいいます。本製品及びサービス条件に定義のない用語は、Clarivate 規約で定義されている意味を有します。

FoundationIP

- 1. ライセンス** お客様が弁護士又は法律事務所である場合（該当する場合弁理士と特許事務所も含み、以下同様とします）、Clarivate 規約に定める「社内業務目的」には、お客様の顧客の利益のために本製品を使用することが含まれます。
- 2. 免責** 当社は、サービスを提供するにあたり、信頼できると当社が合理的に判断した利用可能なパブリックデータソースや、各国の特許商標庁（「PTO」といいます）が管理するパブリックデータソース、及び商用データベースを参照します。PTO データの使用は各 PTO のアクセス及び使用の制限に準ずること、及び、当社がお客様に入手可能としたパブリックデータソース、商用データベース、データフィールドについては当社が裁量権を持つことに、お客様は同意するものとします。抽出され、お客様に入手可能となったデータは、パブリックデータソース及び商用データベースが正しいものである範囲において、抽出日の時点で、正確であるものとします。
- 3. 料金** お客様の料金は、注文書に記載されたファイル数に基づきます。お客様は、ファイル（又はその一部）を削除し、設定画面の「Deleted Matters」セクションから当該ファイルを消去するか、又は当社が通知するその他の方法で、ファイル数を削減することができます。お客様の使用が注文書に記載されたファイル数を超過した場合、当社は、注文書に定める超過料金をお客様に請求することができます。「ファイル」とは、お客様が本製品内に保存した、特許又は発明に関する開示ファイル 1 件を基準とした請求のための単位を意味します。その他の全てのファイル（例えば、商標や契約書）については、3 分の 1 ファイルのレートで請求されます。例えば、1 ファイルは、特許ファイル 1 件、又は商標ファイル 3 件に相当します。

最終更新：2021 年 11 月